

- (1) 公民館の設置、管理、運営及び廃止に関する事。
- (2) 文化センター及び図書館の設置、管理、運営及び廃止に関する事。
- (3) 公民館その他の社会教育機関との業務上の連絡及び調整に関する事。
- (4) 生涯学習の推進に関する事。
- (5) 社会教育委員に関する事。
- (6) 社会教育団体の指導育成に関する事。
- (7) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- (8) 市史編さんに係る史料等の保管に関する事。
- (9) 社会教育関係指導者の研修に関する事。
- (10) 社会教育についての情報交換、調査、研究及び資料の収集配布に関する事。
- (11) 視聴覚教育に関する事。
- (12) 文化財保護に関する事。
- (13) 青少年問題協議会に関する事。
- (14) 青少年指導員に関する事。
- (15) 社会同和教育に関する事。
- (16) 留守家庭児童会に関する事。
- (17) 市民スポーツの振興に関する事。
- (18) 市民スポーツ関係団体に関する事。
- (19) スポーツ推進委員に関する事。
- (20) 市民スポーツ指導者の養成に関する事。
- (21) 市民スポーツ施設の設置、管理、運営及び廃止に関する事。
- (22) 学校体育施設の開放に関する事。
- (23) スポーツ推進審議会に関する事。